

平成十四年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十七条、第十八条及び第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令を次のように定める。

（対象自動車を使用する事業者による計画の提出）

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十三条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。）の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一 特定事業者の氏名又は名称及び特定自動車（法第三十三条に規定する特定自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の特定自動車の状況

四 特定自動車の低公害車等への代替の状況

五 特定自動車に係る適正運転の実施等に関する計画

六 特定自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

前項第四号から第六号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。法第三十三条の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなつた日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第二条 法第三十四条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。次項において同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第四号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項（定期の報告）

おいて同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第四号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とす。

一 事業場別の特定自動車の状況

二 特定自動車の低公害車等への代替の状況

三 特定自動車に係る適正運転の実施等の状況

四 特定自動車の走行量の削減のための措置の状況

二 法第三十四条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出）

第三条 法第三十六条第一項（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。）の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者（法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、

ものに限る。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の周辺地域内自動車の状況

四 指定地区（法第三十六条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。）内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

五 指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

六 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

七 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

八 前項第四号から第七号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画期間が満了する年次とする。

法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、周辺地域内事業者に該当することとなつた日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第四条 法第三十七条（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。次項において同じ。）の主務省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

（立入検査の身分証明書）

第五条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者以外の者が次の各号に掲げる者である場合における法第四十一条第五項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

一 対象自動車（法第三十三条に規定する対象自動車をいう。）を使用する事業者

二 特定事業者

三 周辺地域内自動車を使用する事業者

四 周辺地域内事業者

（環境大臣への通知）

第六条 法第四十二条第一項の規定による通知は、計画については受理した年度の翌年度の九月三十日までに、報告については受理した年度の十二月三十一日までに行うものとする。

（施行期日）

第一条 この命令は、平成十四年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日から二月以内に特定事業者に該当することとなる者については、第一条第三項中「特定事業者に該当することとなつた日から三月以内」とあるのは「平成十四年九月三十一日まで」と読み替えるものとする。

（施行期日）

第一条 この命令は、平成一五年二月一四日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

この命令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年三月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出）

第三条 法第三十六条第一項（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。第三項において同じ。）の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者（法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、

ものに限る。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の周辺地域内自動車の状況

第一条 この命令は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日前に改正前の第一條第一項の規定により提出された計画における同条第二項に規定する目標年次の最終日は、改正後の第一條第三項の計画期間が満了した日とみなす。
三二、前項の規定による改正第二項の十四項目並びに二〇二二年六月三十日迄に提出された計画における同条第二項に規定する目標年次の最終日は、改正後の第一條第三項の計画期間が満了した日とみなす。

第三条 前条の規定により改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなされる日が平成十八年六月以降である特定事業者については、同項中「特定事業者に該当することとなつた日又は計画期間が満了した日から三月以内」とあるのは「平成十八年八月三十日まで」と読み替えるものとする。

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号
この命令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）の施行の日（平成二十一年一月一日）から施行する。
附 則（令和四年一月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号の命令は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地

関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十号）

月一日から施行する。

(令和四年二月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・

農林省・勞動省・農林水產省・經濟產業省・國土交通省・環境省等第一号

の命令は、公布の日から施行する。

卷之三

法有外物

文書記入欄		
12センチメートル		
第 号		
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項の規定による身分証明書		
略称及び氏名		
年 月 日生		
年 月 日発行		
年 月 日限り有効		
都道府県知事		
印		
写		
真		

自動車から排出される要素化合物及び粒子状物質の特定地域における限量の制限等に関する特別措置法並びに

第1条 都道府県知事は、第3条各項の規定に依る場合において、政令で定めることにより、
自動車を使用する事業者に対するその使用する自動車の台数を報告書、又はその摘要、
対象とする自動車の種類、該自動車の台数等の事項その他に必要な事項に並びに、該自動車の台数
を決定せしめることである。

2 都道府県知事は、第3条各項の規定に依る場合に必要なる限度において、政令で定めることによる
よる、自動車を使用する事業者に対するその使用する自動車の台数を報告書、又はその摘要、
対象とする自動車の種類、該自動車の台数等の事項その他に必要な事項に並びに、該自動車の台数
を決定せしめることである。

3 都道府県知事は、該第1項の規定の範囲に必要な限りにおいて、都道府県単位によつて、
周辺地域内自動車を事業者に対して、その使用する都道府県内自動車の台数及び対象と
する自動車の種類、該自動車の台数等の事項その他に必要な事項に並びに、該自動車の台数
を決定せしめることとする。

4 都道府県知事は、該第1項及び第3項の規定に依る場合に必要な限度において、政令で定めることによる
よる、都道府県内事業者に対するその使用する自動車の台数を報告書、又はその摘要、
対象とする自動車の種類、該自動車の台数等の事項その他に必要な事項に並びに、該自動車の台数
を決定せしめることである。

5 本項の規定による立て立てをする者は、その部分に正規表記を講じ、係員に付して置くこと。
6 第1項第1号第3項の規定による立て立てをする者は、警察署長に認められたものと解釈
せしめなければならない。

第66条 本法の施行の日から起算して3年後、20万円以下の罰金に處する。

7 第二章の各条に「(以下「新規」とす)」の字がある場合は、新規に定められた新規に該当する
より古く登録を受ける場合(合併のものに付する新規を除く。)に付する新規の適用を新規とせず、又は
第41条第1項後段に4種類ある新規のうちの最も古いと認定する新規の適用を新規とせず、又は
第41条第1項後段に4種類ある新規のうちの最も古いと認定する新規の適用を新規としない場合のことを「

別記様式（第五条関係）